### 3.水 環 境

#### (1)水環境の概要

公共用水域等の水質調査を、河川 41 地点、海域 4 地点、池 7 地点、地下水 8 地点で実施した。 カドミウム等の健康項目については河川 3 0 地点、海域・池・地下水は全地点調査を行った結果、全ての地点で環境基準を達成していた。

公共用水域の生活環境項目については、河川の環境基準適合率が pH95%、BOD92%、DO97%、SS100%であり、平成 18 年度と同程度であった。梅田川で 15 年度以降 5 年連続で環境基準を達成しており、昨年度は達成しなかった豊川放水路でも環境基準を達成した。

海域においては、COD が C 類型地点で環境基準を達成していたが、B 類型地点では達成しなかった。



河川水質環境基準点(梅田川御厩橋)

#### 表の見方及び表記方法

- ア.「平均値」は日間平均値の年間平均値である。
- イ.「適合率(検体数)」は、「環境基準に適合の検体数/総検体数」を示す。

なお、同欄中環境基準に具体的数値が規定されていない項目、環境基準の水域類型が未指定の地点及 び環境基準以外の項目については「-/総検体数」と表示している。

- ウ.「適合率(日数)」は、「環境基準に適合の日数/総測定日数」を示す。 なお、通日調査は総測定日数に含める。
- エ.「75%水質値」は、年間の日間平均値の全データ(n個)をその値の小さいものから順に並べた時(DO については値の大きいものから順に並べた時) 0.75×n(整数でない場合は直近上位の整数)番目にくるデータをいう。

たとえば、次のような11個のデータがあった場合には、

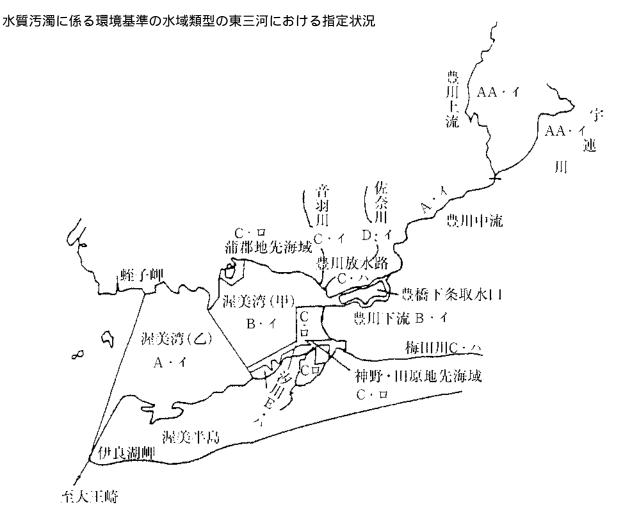
1.3 1.4 1.5 1.5 1.6 1.7 1.8 3.1 3.2 3.5 3.6 (単位:mg/  $\ell$ )

0.75 × 11 = 8.25 切り上げて 9

小さい方から数えて9番目のデータ3.2mg/ℓが75%水質値となる。

- オ.海域中「全層」は、表層(海面下 0.5 m) 中層(海面下 5.0 m)の水質の平均値をいう。
- カ.生活環境項目に係る環境基準達成状況の判定は、河川では水域内の環境基準点における BOD の適合率が 75%以上のとき達成と判断する。一方、海域では、COD については同様に環境基準点での適合率が 75%以上のとき達成と判断するが、全窒素及び全燐については環境基準点での表層の濃度の年間平均値が環境基準値を満足しているとき達成と判断する。

なお、複数の環境基準点がある場合、BOD 及び COD については、すべての基準点が基準を満足したときに達成と判断する。全窒素及び全燐については、各基準点の年間平均値を平均した値が基準を満足したときに達成と判断する。



### (2)水環境の状況

### ア. 公共用水域の調査結果

### 健康項目(有害項目)

河川 30 地点、海域 4 地点、池 7 地点において水質の調査を行った結果、すべての地点で環境 基準を達成していた。

また、水底の底質を河川6地点、海域4地点において調査した結果、水銀及びPCBについての「底質の処理・処分等に関する指針」を超える地点はなかった。

#### 河川の生活環境項目

41 地点で調査を行った結果、環境基準が定められている河川(豊川、豊川放水路、梅田川、 佐奈川)の環境基準適合率は、次表のとおりである。

項目 年度	BOD	рН	D O	S S
19	92%	95%	97%	100%
18	92%	99%	97%	100%

河川別の調査結果は次のとおりである。

#### a 豊 川

BOD 環境基準を達成していた。なお、本市域における環境基準適合率は、BOD98%、pH92%、DO98%、SS100%であった。

地点別のBOD75%水質値は、三上橋 1.2mg /  $\ell$ 、当古橋 1.0mg /  $\ell$  未満、吉田大橋 1.3mg /  $\ell$ 、渡津橋 1.3mg /  $\ell$  であった。B 類型の環境基準点である吉田大橋で環境基準(3 mg /  $\ell$  以下)を満たしていた。

#### b豐川放水路

BOD 環境基準 ( C 類型: 5 mg /  $\ell$  以下 ) を達成した。なお、前芝大橋における環境基準 適合率はBOD100%、pH92%、DO100%、SS100%であり、BOD75%水質値は1.5 mg /  $\ell$  であった。

#### c 梅 田 川

BOD 環境基準 ( C 類型: 5 mg /  $\ell$  以下 ) を達成していた。環境基準適合率は、BOD86 %、pH98%、DO94%、SS100% であった。

BOD75% 水質値は、飛越橋 5.1mg /  $\ell$ 、沢渡橋 4.3mg /  $\ell$ 、御厩橋 3.1mg /  $\ell$ 、植田橋 2.5mg /  $\ell$  であった。

#### d 佐 奈 川

BOD 環境基準 ( D類型: 8 mg /  $\ell$  以下 ) を達成していた。なお、浜田橋における環境基準適合率は BOD83%、pH100%、DO100%、SS100%であり、BOD75%水質値は 3.0mg /  $\ell$  で環境基準を満たしていた。

#### e 柳 生 川

類型指定なし。BOD75%水質値は、柳生橋 3.8mg /  $\ell$  、上富田橋 6.5mg /  $\ell$  、市場橋 5.2mg /  $\ell$  。

### f 豊川支川(間川、神田川、朝倉川)

類型指定なし。BOD75%水質値は、間川 1.7mg /  $\ell$ 、神田川 2.3mg /  $\ell$ 、朝倉川 1.2mg /  $\ell$ 。 海域の生活環境項目

神野・田原地先海域(C類型)は、COD環境基準を達成したが、渥美湾(甲)(B類型)は達成しなかった。本市域における環境基準適合率は、概ね横ばいであった。

項目 年度	COD	рН	D O	全窒素	全燐
19	81%	44%	94%	48%	27%
18	75%	67%	96%	40%	23%

類型別にみると、神野・田原地先海域(C類型)の適合率は、COD100%、pH47%、DO97%であり、 渥美湾(甲)(B類型)では、COD25%、pH33%、DO83%であった。

また、全窒素、全燐は A - 11 地点で環境基準(全窒素 ■類型:0.6mg / ℓ以下)を達成したが、他の3地点では環境基準値を超えていた。全燐は全ての地点で環境基準(全燐 ■類型:0.05mg / ℓ以下)を超えていた。

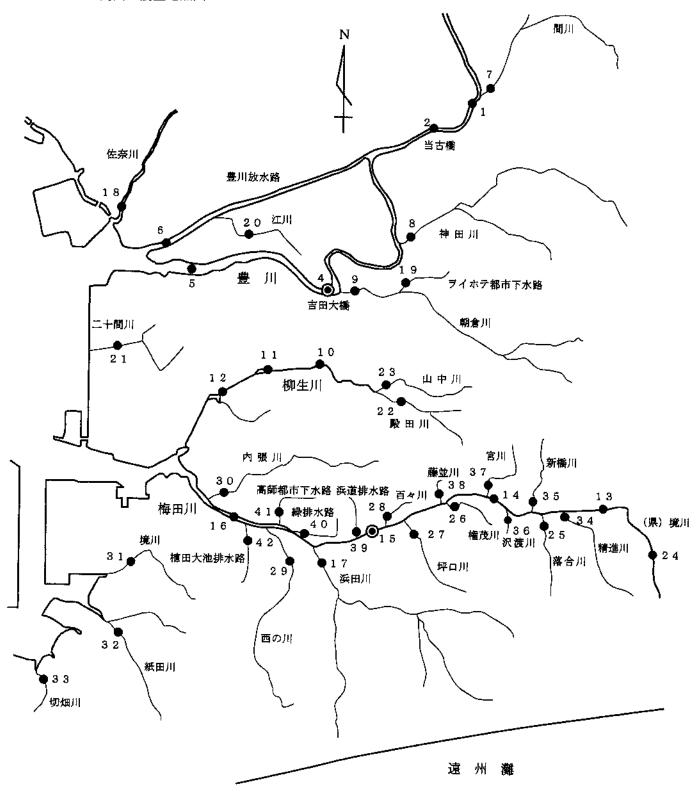
### ■ 池の生活環境項目

7 地点の調査を行った結果、COD(平均値)8 mg /  $\ell$  以下が2 地点(前年度3 地点)全窒素(同)1 mg /  $\ell$  以下が2 地点(3 地点) 全燐  $\ell$  以下が2 地点(3 地点)であった。

### イ.地下水の調査結果

定点4地点、単年度調査4地点の計8地点において環境基準が定められているカドミウム始め 26項目の調査を行った結果、全ての地点で環境基準を達成していた。

# ウ.公共用水域の水質調査地点 河川の水質調査地点 河川の調査地点図



(注) ● 調査地点

● 環境基準点

河川の調査地点及び類型指定

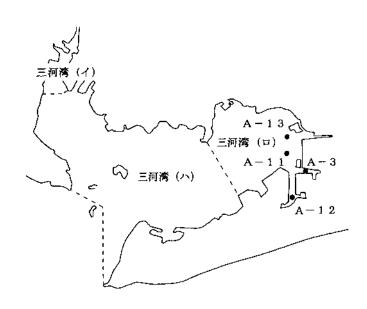
水域	地点番号	河 川	   名	地 点 名	環境	基準の類型指定
小垱	地从留写	/ <sup>1</sup> ] /1	1 12	地点名	類型	指定年月日
	1	豊	Ш	三 上 橋	A・イ	
	2	"		当 古 橋	A・イ	<b>)</b> = 2 2
	4	"		吉 田 大 橋	B・イ	平11.3.31
	5	"		渡津橋	B・イ	昭 46 . 5 . 25 )
	6	豊川が	水 路	前 芝 大 橋	C・イ	
	7	閰	Ш	六 盃 橋	-	
	8	神 田	3 JII	神 田 川 橋	-	
	9	朝倉		境橋	-	
	10	柳 生	Е ЛІ	柳生橋	-	
豊	11	"		上 富 田 橋	-	
	12	"		市場橋	-	
	13	梅田	3 JII	飛 越 橋	C・ハ	
	14	"		沢渡橋	C・ハ	]
	15	"		御 厩 橋	C・ハ	昭 50 . 3 . 31
Ш	16	"		植田橋	C・ハ	•
'''	17	浜 田		佐 久 良 橋	-	
	18	佐奈		浜 田 橋	D・イ	平11.3.31
	19	ヲイホテ都		御園橋	-	(昭62.3.30)
	20	江	<u></u> ЛІ	東海道線下	-	
	21	_ + _	間川	二十間橋	-	
等	22	殿 田		茶屋橋	-	
	23	山中		本興寺橋	-	
	24	(県)		新幹線下	-	
	25	落合		落合橋	-	
	26	権		梅田川合流点手前 坪 口 橋	-	
水	27 28				-	
	29	百 φ 西 σ.		梅田川合流点手前   鎌 田 橋	-	
	30	内 張			_	
	31	· 戌	, /п 	万溪杨	_	
	32	紙田			_	
域	33	切如		国 道 259 号 下	_	
	34	精進		梅田川合流点手前	_	
	35	新		梅田川合流点手前	_	
	36	沢渡		梅田川合流点手前	_	
	37	··· 宫	Л	梅田川合流点手前	_	
	38	藤並		梅田川合流点手前	_	
	39	浜道排		梅田川合流点手前	_	
	40	緑排	水 路	野依橋北	_	
	41	高師都市		東三河環状線北	_	
	42	植田大池		植 田 小 学 校 北	-	

<sup>(</sup>注) 印は環境基準点

<sup>(</sup>注)地点番号2~4は国土交通省調査地点

<sup>(</sup>注)地点番号3は平成18年度より調査廃止(欠番)

# 海域の水質調査地点 海域の調査地点図 佐奈川 豊川放水路 - 13 **渥美湾**(甲) A - 1 1二十間川 神野・田原地先海域 (C) 柳生川 A - 3梅田川 田原市 明海町 境川 切畑川



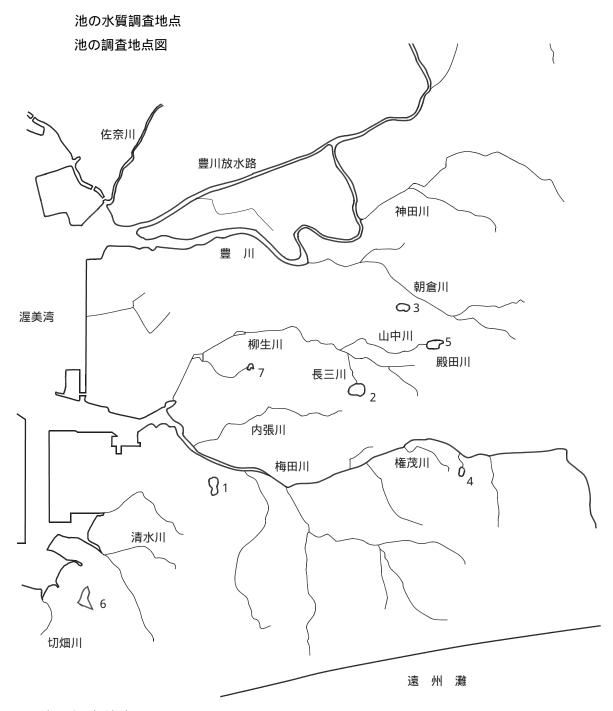
# 海域の調査地点及び類型指定

水域	地点番号	水 域 名 地 点 名	環境基準の 類 型 指定年月日
	A - 3	神野・田原地先 神 野 ふ 頭	C • □ 46. 5 . 25
渥	A - 11	神野·田原地先 二 十 間 川 沖	C • □ 46. 5 . 25
夫	A - 12	神野·田原地先 木 材 港	С·П 46. 5. 25
	A - 13	渥美湾(甲)新西浜沖	B・イ 46. 5. 25

# (注) 印は環境基準点

# 海域の全窒素及び全燐に係る調査地点及び 類型指定

水域	地点番号	水 域 名 地 点 名	環境基準の 類 型 指定年月日
	A - 3	三河湾(口)神野ふ頭	H17. 3.25 (H7.10.11)
Ξ	A - 11	三河湾(口)二十間川沖	H17. 3.25 ( H7.10.11 )
河湾	A - 12	三河湾(口) 木 材 港	H17. 3.25 (H7.10.11)
	A - 13	三河湾(口)新西浜沖	H17. 3.25 (H7.10.11)



池の調査地点

<del></del>	214			SC.	<del>/-</del>	±₩
番号	池		名	所	在	地
1	植	田大	池	植	田	町
2	長	Ξ	池	佐	藤	町
3	水	神	池	岩	田	町
4	沢	渡	池	大	岩	町
5	上	庄	池	岩	田	町
6	七	股	池	杉	Щ	町
7	鯰		池	柱	八番	町

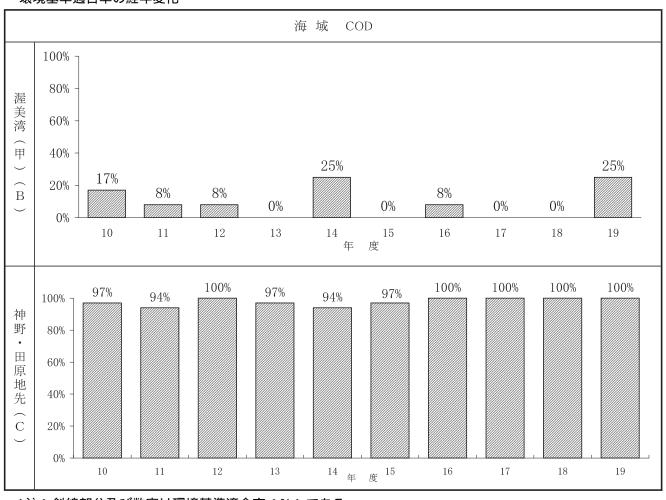
# 工.生活環境項目環境基準適合状況

### 環境基準適合率

,_	- I I I A		類		ķ	Н		Г	00		В	OD		CC	DD		5	SS		全窒素	(表	層)	全燐(	表	層)
	可川名 事域名		型	查地点	適合 (日数		%	適合 (日数		%	適合 (日数	率 (文	%	適合 <sup>፯</sup> (日数		%	適合 (日数		%	適合 (日数	率 <b>女</b> )	%	適合 (日数		%
			Α	2	20/	24	83	23/	24	96	23/	24	96				24/	24	100						
豊		Ш	В	2	25/	25	100	25/	25	100	25/	25	100				25/	25	100						
			小計	4	45/	49	92	48/	49	98	48/	49	98				49/	49	100						
豊川	放才	く路	С	1	11/	12	92	12/	12	100	12/	12	100				12/	12	100						
梅	田	Ш	С	4	49/	50	98	47/	50	94	43/	50	86				50/	50	100						
佐	奈	Ш	D	1	12/	12	100	12/	12	100	10/	12	83				12/	12	100						
河	Ш		計	10	117/	123	95	119/	123	97	113/	123	92				123/	123	100						
渥϶	<b>急</b> 湾(	甲)	В	1	4/	12	33	10/	12	83				3/	12	25									
神野地	予・日 先 海	原域	С	3	17/	36	47	35/	36	97				36/	36	100									
三河	河湾(	□ )		4																23/	48	48	13/	48	27
海	域	<del>,</del>	計	4	21/	48	44	45/	48	94				39/	48	81				23/	48	48	13/	48	27

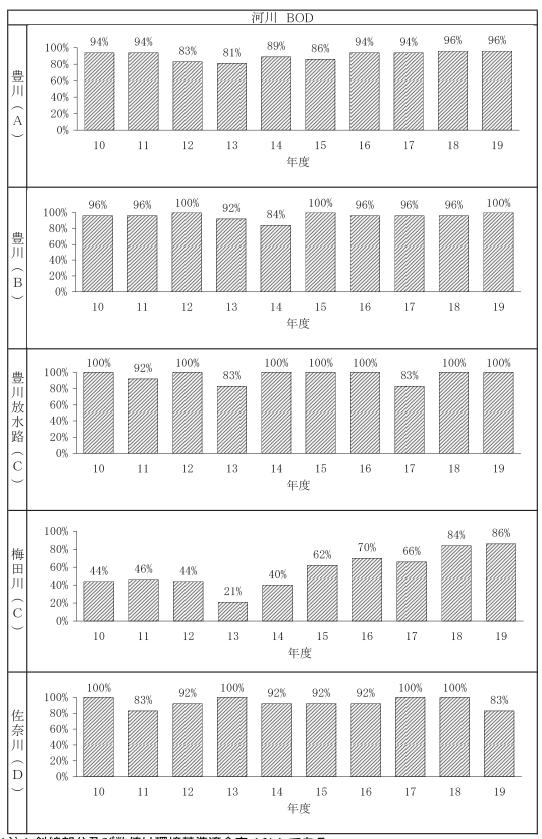
# (注)適合率(%)=(環境基準に適合した日数)/(総測定日数)×100

### 環境基準適合率の経年変化



(注)斜線部分及び数字は環境基準適合率(%)である。 - 53 -

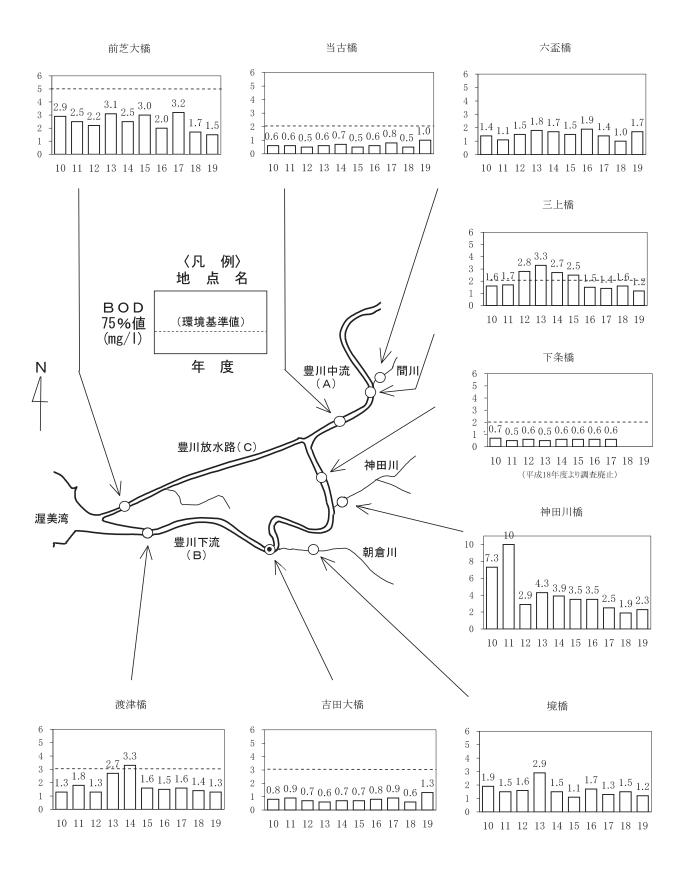
### 河川の環境基準適合率の経年変化

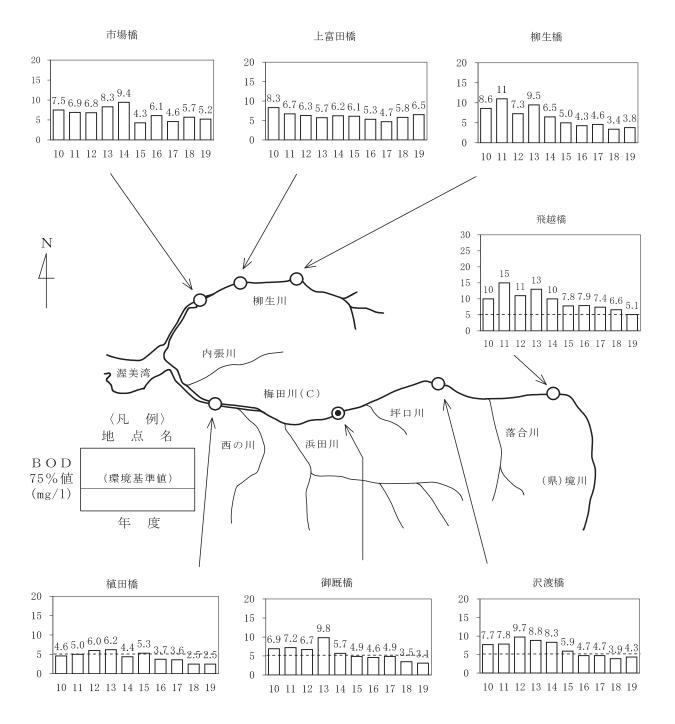


(注)斜線部分及び数値は環境基準適合率(%)である。

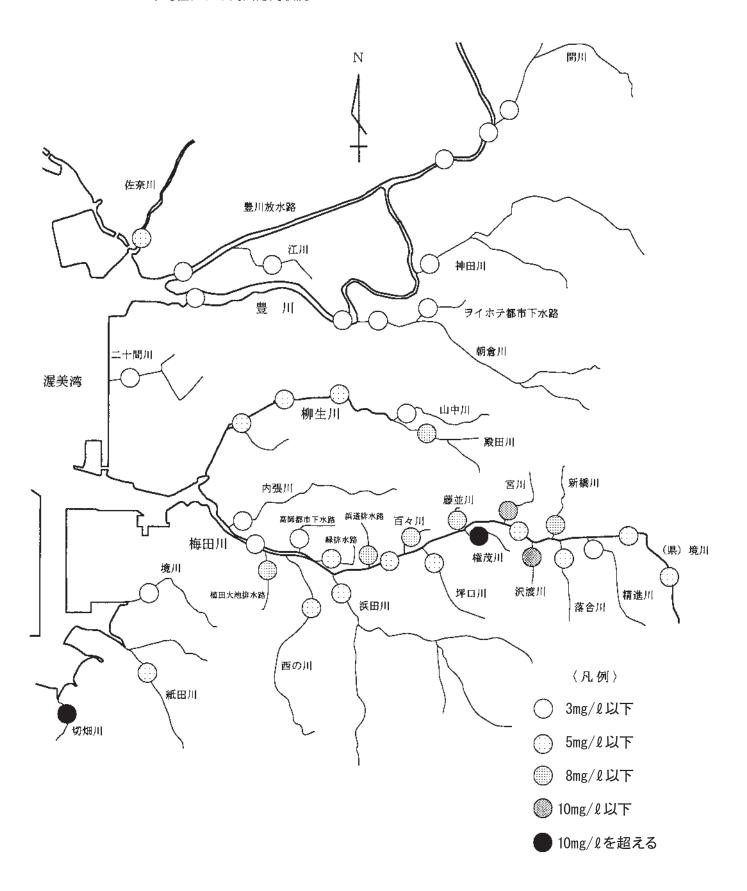
佐奈川については平成 10 年度までは、E 類型での評価である。

# オ.河川の水質調査結果 BOD75%値経年変化

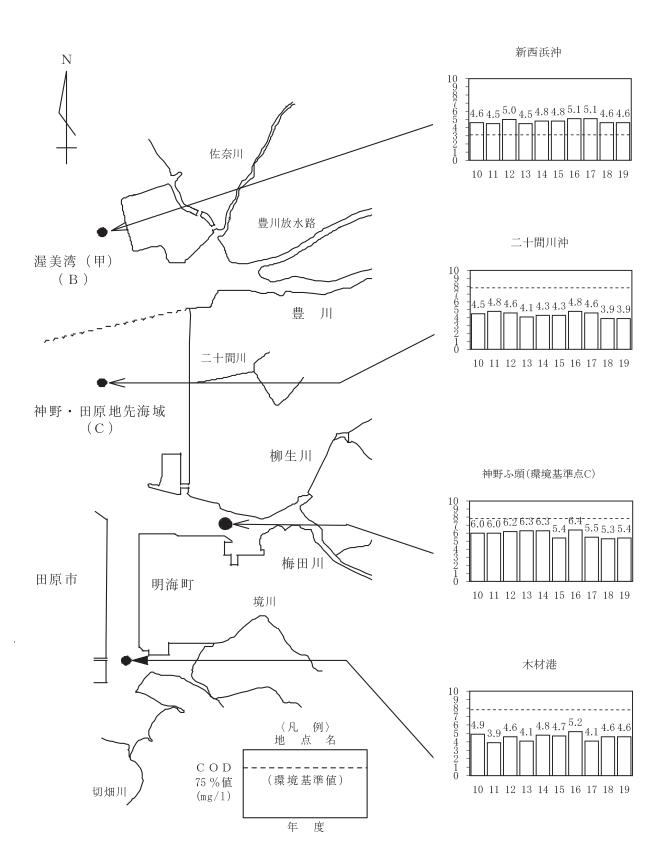




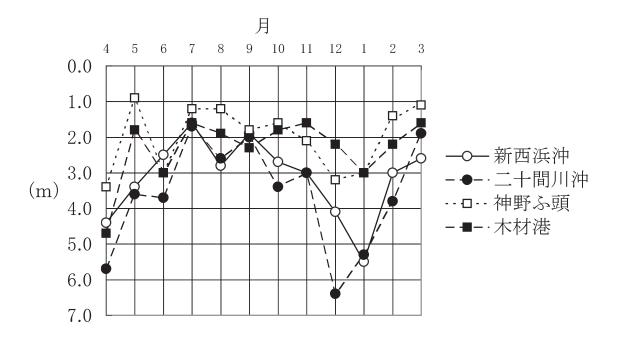
# BOD 平均値による河川汚濁状況



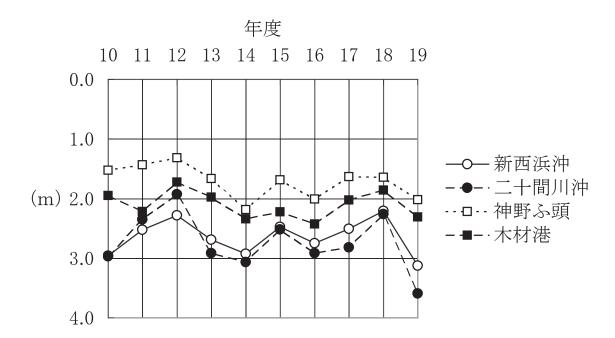
# カ.海域の水質調査結果 COD75%値経年変化



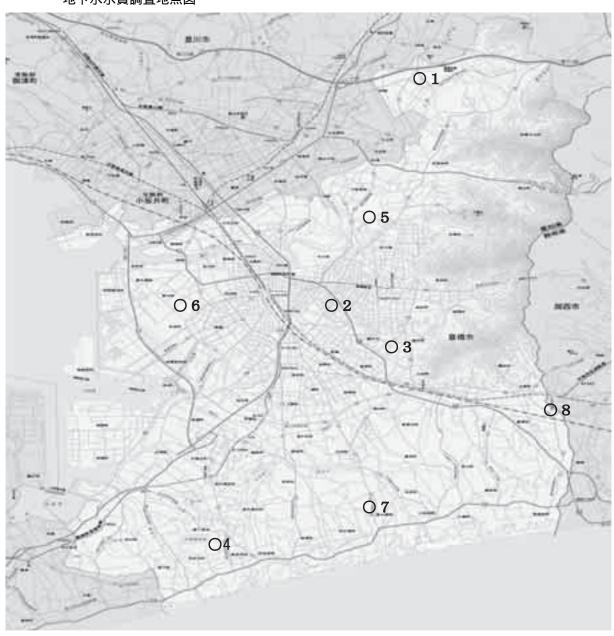
# 透明度の経月変化



# 透明度の経年変化



キ.地下水の水質調査結果 地下水水質調査地点図



地下水水質調査地点一覧表

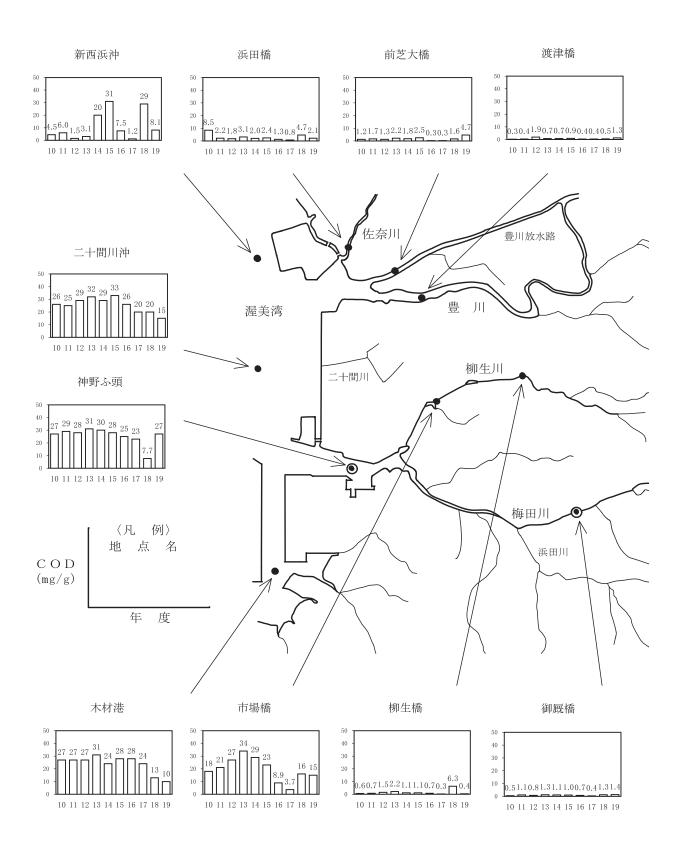
-017	בלי נייו	: H/-)	I- D////	<i>5</i> E-17					
地点 番号	調	查地	点	調査内容	地点 番号	調	查地	点	調査内容
1	賀	茂	町		5	#	Ш	町	
2	向	Щ	町	概 況 調 査	6	牟	呂	町	概 況 調 査
3	飯村	南4	丁目	(定点調査)	7	西	七根	Į ⊞Ţ	(単年度調査)
4	東	赤沢	八町		8	原		囲丁	

# 地下水水質調査結果

	調査地	点		 1. 賀茂町	2. 向山町	3. 飯村南4丁目	4. 東赤沢町
	カドミワ	<b>ע</b> ל	mg/ $\ell$	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	全 シ ア	ン	mg/ $\ell$	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
	鈕		mg/ $\ell$	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	六 価 ク 「	<u>ل</u> ا	mg/ $\ell$	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	础	素	mg/ $\ell$	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	総水	銀	mg/ $\ell$	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
環	ア ル キ ル	水 銀	mg/ $\ell$	-	-	-	-
74.	P C	В	mg/ $\ell$	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	ジクロロメ	タン	mg/ $\ell$	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
境	四 塩 化 🥉	<b>炭</b>	mg/ $\ell$	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	1,2- ジ ク ロ ロ エ	タン	mg/ $\ell$	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
基	1,1- ジ ク ロ ロ エ ラ	チレン	mg/ $\ell$	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	シス -1,2- ジクロロエ	チレン	mg/ $\ell$	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
	1,1,1-トリクロロ:	エタン	mg/ $\ell$	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
準	1,1,2-トリクロロ:	エタン	mg/ $\ell$	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	トリクロロエラ	チレン	mg/ $\ell$	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
項	テトラクロロエ	チレン	mg/ $\ell$	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1,3-ジクロロプロ	コペン	mg/ $\ell$	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	チ ウ ラ	٨	mg/ $\ell$	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
目	シ マ ジ	く	mg/ $\ell$	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
	チオベンカ	ルブ	mg/ $\ell$	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	ベ ン ゼ	ン	mg/ $\ell$	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	セレ	ン	mg/ $\ell$	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酯	<b>俊性窒素</b>	mg/ $\ell$	< 0.1	0.1	< 0.1	3.3
	ぶ つ	素	mg/ $\ell$	0.09	< 0.08	0.12	< 0.08
	ほ う	素	mg/ $\ell$	0.04	< 0.02	< 0.02	< 0.02
	E P	N	mg/ $\ell$	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	クロルニトロコ	フェン	mg/ $\ell$	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001
要監視項 目	ニッケ	ル	mg/ $\ell$	0.003	0.003	< 0.001	0.097
	モリブラ	デ ン	mg/ $\ell$	< 0.007	< 0.007	< 0.007	< 0.007
	アンチョ	E ン	mg/ $\ell$	0.0004	0.0002	< 0.0002	< 0.0002
その他	рН			7.7	7.0	6.8	6.2
の項目	電気伝導	<b>華</b>	mS/m	21	15	14	21

	調査地点		5. 牛川町	6. 牟呂町	7. 西七根町	8. 原町
	カドミウム	mg/ $\ell$	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	全 シ ア ン	mg/ $\ell$	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
	鉛	mg/ $\ell$	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	六 価 ク ロ ム	mg/ $\ell$	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	砒素	mg/ $\ell$	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	総 水 銀	mg/ $\ell$	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
環	ア ル キ ル 水 銀	mg/ $\ell$	-	-	-	-
	P C B	mg/ $\ell$	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/ $\ell$	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
境	四 塩 化 炭 素	mg/ $\ell$	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	1,2-ジクロロエタン	mg/ $\ell$	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
基	1,1-ジクロロエチレン	mg/ $\ell$	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	シス -1,2- ジクロロエチレン	mg/ $\ell$	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ $\ell$	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
準	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ $\ell$	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	トリクロロエチレン	mg/ $\ell$	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
   項	テトラクロロエチレン	mg/ $\ell$	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	mg/ $\ell$	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	<b>チ</b> ウ ラ ム	mg/ $\ell$	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	シ マ ジ ン	mg/ $\ell$	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
	チオベンカルブ	mg/ $\ell$	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	ベ ン ゼ ン	mg/ $\ell$	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	セレン	mg/ $\ell$	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ ℓ	4.0	0.4	0.3	< 0.1
	ふ っ 素	mg/ ℓ	0.08	< 0.08	< 0.08	< 0.08
	ほ う 素	mg/ $\ell$	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
	E P N	mg/ $\ell$	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	クロルニトロフェン	mg/ $\ell$	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001
要監視項目	ニ ッ ケ ル	mg/ $\ell$	0.005	0.009	0.001	0.005
	モ リ ブ デ ン	mg/ $\ell$	< 0.007	< 0.007	< 0.007	< 0.007
	ア ン チ モ ン	mg/ $\ell$	0.0007	0.0006	< 0.0002	0.0002
その他	рН		7.1	7.4	6.3	7.3
の項目	電 気 伝 導 率	mS/m	29	50	17	14

# ク.底質調査結果 CODの経年変化



#### (3)事業場の調査及び指導

「水質汚濁防止法」では、特に汚水の発生する恐れのある施設を特定施設として定め、特定施設を 設置し、汚水等を排出する工場・事業場(特定事業場)を規制の対象とし、特定施設の設置等につい ての届出義務や、排水基準に基づく規制の適用について定めている。

また、昭和55年7月からは従来の濃度規制に加え、伊勢湾流域の日平均排出水量50m³以上の特定事業場(指定地域内事業場)を対象に総量規制制度が導入されている。

特定事業場数は、平成 20 年 3 月末現在、795 件で、これらを業種又は施設別でみると、畜産農業 206 件、自動式車両洗浄施設 128 件、洗たく業 74 件が多く、この 3 業種及び施設で 1 / 2 以上となっていた。

このうち生活環境項目の排水基準規制対象となる特定事業場数は 152 件で、さらに総量規制基準の対象となる指定地域内事業場数は 103 件であった。

平成 19 年度において、健康項目を含む水質調査に係る立入検査を延 209 件 (155 事業場) 実施した。 その結果、排水基準の違反件数は 53 件であり、業種・施設別でみると畜産農業が 28 件で最も多くなっている。

排水基準違反を項目別でみると pH、BOD、SS、窒素、りんなどであり、これら排水基準違反事業場に対しては、汚水の処理の方法、施設の維持管理などについて文書により 53 件改善指導した。

また、指定地域内事業場に対しては、汚濁負荷量の削減指導を行うとともに、総量規制の適用を受けない小規模事業場等に対しても汚濁負荷量の削減対策を推進するため、愛知県が定めた「小規模事業場等排水対策指導要領」に基づき2事業場の立入検査を実施した。

さらに、臨海部進出企業を主とする公害防止協定締結事業場については、公害の防止に関する協定 第3条または第4条による採水立入調査を実施し、指導基準を超過した事業場に対して改善指導を 行った。

# ア.特定事業場数(小規模事業場を含む)

	村足事業场数(小規模事業场を30)	担制事業提成記数							20 -	- 3 / 1		1 現任   <sub>小担模</sub>
号番号	業 種 又 は 施 設 名	00 N L				八安 <b>义</b>		特定	事業	場数	指定地域 内の特定	小規模事 業
万留写	乗 悝 乂 は 旭 設 石			100 以上 200 未満		400 以上	計	規制	未規制	計	事業場数	
1.00	畜産農業又はサービス業				400 不向		10					
1 0 2		16	12	4			16	32	174	206	200	16
2	畜産食料品製造業	1	2	1	1	3	7	8	10	18	18	1
3	水産食料品製造業	2	1	1		1	3	5	12	17	17	2
4	野菜、果実原料の保存食料品製造業	1	1		1		2	3	6	9	8	1
5	みそ、しょう油等製造業				1		1	1	4	5	5	
9	米菓製造業又はこうじ製造業		1				1	1		1	1	
10	飲料製造業						0		1	1	1	<u>.</u>
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業	1				1	1	2	1	3	3	1
16	めん類製造業						0		5	5	5	
17	豆腐又は煮豆製造業	_					0		9	9	9	
	冷凍調理食品製造業	1				1	1	2	1	3	3	1
19	紡績又は繊維製造業				1		1	1	2	3	3	
21	化学繊維製造業					1	1	1		1	1	<u> </u>
	一般製材業又は木材チップ製造業						0		1	1	1	<u> </u>
	合板製造業						0		3	3	3	
22	木材薬品処理業						0		1	1	1	
23	パルプ、紙又は紙加工品製造業					1	1	1		1	1	
23 O 2	新聞業、出版業、印刷業及び製版業						0		9	9	9	
33	合成樹脂製造業			1			1	1		1	1	
47	医薬品製造業				1		1	1	1	2	2	
53	ガラス又はガラス製品製造業	1		1			1	2		2	2	1
54	セメント製品製造業						0		9	9	9	
55	生コンクリート製造業						0		8	8	8	
59	砕石業	3	2				2	5		5	5	3
61	鉄鋼業					1	1	1		1	1	
63	金属製品又は機械器具製造業		1	1		1	3	3	14	17	17	
	水道施設						0		3	3	3	
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	2	2	1	1	1	5	7	9	16	16	2
66	電気めっき施設	3		-	2	-	2	5	2	7	7	3
66 O 2		4			1		_ <del>_</del>	5	44	49	47	7
	共同調理場				-		0		4	4	4	
	弁当仕出屋又は弁当製造業		4				4	4	4	8	8	
66 Ø 5							0	<u> </u>	4	4	4	
67	洗たく業	1		2			2	3	71	74	74	1
68	写真現像業	<u> </u>					0		23	23	23	<del>                                     </del>
68 Ø 2				1	3		4	4	3	7	7	<del>                                     </del>
69	<sup>100元</sup> と畜業又は死亡獣畜取扱業			1	J	1	1	1	J	1	1	
	と					'	0		1	1	1	-
	自動車分解整備業	1					0	1	10	11	11	1
70 00 2	自動車力解整備業 自動式車両洗浄施設	5	1				1	6	122	128	127	5
	百 <u>期</u>	1				1		2		128		1
			2	1		1	<u>1</u> 3	3	10		12	├-
	産業廃棄物処理施設 L 民処理施設	2		3	Г	7			ა	6	5	3
72	し尿処理施設	3	5	3	5	7	20	23		23	23	3
73	下水道終末処理施設	_				/	7	7		7	7	<u> </u>
74	特定事業場からの排水の処理施設	3	_		_		0	3	2	5	5	3
-	指定地域特定施設(浄化槽)		5	1	2		8	8	57	65	65	ļ .
-	その他						0	4	0.1-	0	0	1
	計	49	39	18	19	27	103	152	643	795	784	53

(注)規制・未規制は、生活環境項目に係る区分

# イ.立入調査結果 特 定 事 業 場

号番号	業 種 又 は 施 設 名	立入事	水質調 査立入 延件数	事業場		指定地域 内の事業 場指導数
1の2	畜産農業又はサービス業	32	72	28	BOD、SS、T-N、T-P	16
2	畜産食料品製造業	7	7			
3	水産食料品製造業	4	4	1	рН	1
4	野菜、果実原料の保存食料品製造業	2	2			
5	みそ、しょう油等製造業	1	1			
9	米菓製造業又はこうじ製造業	1	1			
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業	2	3	1	n - hex	1
18 の 2	冷凍調理食品製造業	2	2			
19	紡績又は繊維製造業	2	2			
21	化学繊維製造業	1	1			
23	パルプ、紙又は紙加工品製造業	1	3			
33	合成樹脂製造業	1	1			
47	医薬品製造業	1	1			
53	ガラス又はガラス製品製造業	2	2			
59	砕石業	5	5			
61	鉄鋼業	1	1			
63	金属製品又は機械器具製造業	4	4			
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	10	11	1	COD、SS、T-P	1
66	電気めっき施設	6	6	3	BOD、SS、T - N、Cu	3
66 の 2	旅館業	4	4			
66 の 4	弁当仕出屋又は弁当製造業	4	6	3	pH、BOD、SS、n - hex、T - P	2
67	洗たく業	4	5	2	BOD、SS、n - hex	1
68 の 2	病院	4	6	4	pH、BOD、SS	2
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	1	1			
70 の 2	自動車分解整備業	1	1			
71	自動式車両洗浄施設	4	6	2	p H、COD	2
71 の 2	研究・試験・検査機関	5	5			
71 の 4	産業廃棄物処理施設	4	4			
72	し尿処理施設	23	24	5	pH、BOD、SS、大腸菌群数	4
73	下水道終末処理施設	7	7			
74	特定事業場からの排水の処理施設	3	4	3	COD、SS、T-N、T-P	2
-	指定地域特定施設(浄化槽)	6	7			
	計	155	209	53		35

# 公害防止協定事業場

事業場数	採水	立入	指導	改善指導		
111	事業場数	検 体 数	延 件 数	主 な 項 目	10	
	25	29	12	pH、BOD、COD、SS等	12	

# 小規模事業場

事業場数	採水	立入	指導	改善指導	
53	事業場数	検 体 数	延 件 数	主 な 項 目	0
	2	2	0		U

#### ウ. 水質総量規制制度

水質の総量規制制度は、人口や産業等が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性水域について、排水濃度規制のみによっては水質環境基準の維持達成が困難である場合に当該水域の水質に影響を及ぼす汚濁負荷量を全体的に削減しようとする制度であり、昭和53年6月13日(公布)に水質汚濁防止法等の一部改正により導入(昭和54年6月12日)され、昭和54年以降、五次にわたり実施されてきた。

この結果、伊勢湾では指定地域内における化学的酸素要求量(以下、「COD」という。)に係る 汚濁負荷量は着実に減少してきているが、環境基準の達成が未だ十分でないことから、愛知県知事 は国が定めた総量削減基本方針を受けて、平成19年6月15日にCOD、窒素及びりんの汚濁負荷 量を削減するため第六次総量規制基準を定め、平成19年9月1日より適用することとした。

これにより総量規制の対象となる指定地域内事業場(指定地域内の特定事業場で日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上のもの)はCOD、窒素及びりんの総量規制基準の遵守義務が課せられている。

COD に係る総量削減計画の経緯及び削減目標量

	区 分 第一次		第一次	第二次	第三次	第四次	第五次	第六次	
総量削減計画策定年月		昭和55年4月	昭和62年5月	平成3年3月	平成8年7月	平成14年7月	平成19年6月		
目	標	年	度	昭和 59 年度	平成元年度	平成6年度	平成 11 年度	平成 16 年度	平成 21 年度
			( <del>≟                                   </del>	172トン/日	163トン/日	153トン/日	136トン/日	122トン/日	104トン/日
	2 # 8		(前)	(昭和54年度)	(昭和59年度)	(平成元年度)	(平成6年度)	(平成11年度)	(平成16年度)
	負荷量		( 14. )	163トン/日	153トン/日	136トン/日	122トン/日	104トン/日	93トン/日
			(後)	(昭和59年度)	(平成元年度)	(平成6年度)	(平成11年度)	(平成16年度)	(平成21年度)

### 窒素に係る総量削減計画の経緯及び削減目標量

X	分	第五次	第六次		
総量削減計画第	<b>東定年月</b>	平成14年7月	平成19年6月		
目標質	F 度	平成 16 年度	平成 21 年度		
	( <del>111</del> )	78トン/日	70トン/日		
     負荷量	(前)	(平成11年度)	(平成16年度)		
	(14)	70トン/日	66トン/日		
	(後)	(平成16年度)	(平成21年度)		

第五次より導入

りんに係る総量削減計画の経緯及び削減目標量

X	<del></del> 分	第五次	第六次		
総量削減計画第	定年月	平成14年7月	平成19年6月		
目標 年	度	平成 16 年度	平成 21 年度		
	( <del>±</del>	8.7トン/日	6.1トン/日		
<b>点</b> # 目	(前)	(平成11年度)	(平成16年度)		
貝何里 	負荷量 6		5.4トン/日		
	(後)	(平成16年度)	(平成21年度) の目標)		

第五次より導入

### 工. 小規模事業場排水対策

昭和56年2月、愛知県は水質汚濁防止法対象事業場のうち総量規制の適用されない事業場(日平均排水量が50m³未満のもの)等に対して汚濁負荷量の削減を行うため、「小規模事業場等排水対策指導要領」を定めた。平成15年10月より、従来のCODに加え、窒素及びりん含有量の指導値を設定し、対象業種の追加を行った。指導値及び事業場数を下表に示す。平成19年度は2事業場について採水立入検査を実施した。

(1) COD

平成 20 年 3 月 31 日現在

項 番	号		1	2			
		┃ ┃特定事業場で日 <sup>፯</sup> ┃	平均排水量が 50m³	未満のもの	次に掲げる施設を有する事業場等で、 日平均排水量が 50m³ 以上のもの		
   <u> </u>	分	県条例による上乗せ排水基準が 適用されるもの		その他のも ので	(1)集団給食施設、 飲食店の調理施設 (2)段ボール製造業の		
		昭和 56 年 7 月 1日に現に設置 されているもの	昭和 56 年 7 月 1 日以降に設置 されているもの	日 平 均 排水量が 20m³以上 の も の	コルゲートマシン (3)惣菜製造業、 パン・菓子製造業の洗浄施設 (4)金属製品等製造業で水溶性油剤 を使用する金属工作機械		
排水の種	重類	特定技	非 出 水		排 出 水		
C O の指導 (mg/		告示別表の業種 (注) 表 第 3 欄 の(1)の値	区分に応じた値 表 第 3 欄 の(3)の値		160		
事業場	数	19	25	8	1		

# (2)窒素・りん

	(-)-							
項	番	号		1	2			
			特定事業場で日 <sup>3</sup>	平均排水量が 50m <sup>®</sup>	・ 未満のもの	次に掲げる施設を有する事業場等で、 日平均排水量が 50m³ 以上のもの		
   		分	県条例による上 適用されるもの	乗せ排水基準が	そ の 他 のもので	(1)集団給食施設、 飲食店の調理施設 (2)段ボール製造業の		
			平成 15 年 3 月	平成 15 年 3 月	日 平 均 排水量が	コルゲートマシン (3)惣菜製造業、		
			31日に現に設置	31日以降に設置	20m³ 以上	パン・菓子製造業の洗浄施設		
			されているもの	されているもの	のもの	(4)金属製品等製造業で水溶性油剤 を使用する金属工作機械		
排水	くの種	類	特定技	非 出 水		排 出 水		
窒素含有量 (りん含有量) の 指 導 値 (mg/ℓ)			告示別表の業種 (注)	区分に応じた値				
			表 第 3 欄の(1)の値	表 第 3 欄の(2)の値		120 ( 16 )		
事業	業 場	数	42	2	8	1		

(注)水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく総量規制基準に係る告示 (平成19年愛知県告示第426号、第427号、第428号)

# オ.水質汚濁防止法に基づく届出件数

平成 20 年 3 月 31 日現在

	平成 20 年 3 月 31 日								
		5-1	7	10	10	11-3	14-3		
号番号	業 種 又 は 施 設 名	設置	構造 変更	氏名 変更	廃止	承継	測定 手法	計	
1の2	畜産農業又はサービス業	5	2			2		9	
2	畜産食料品製造業							0	
3	水産食料品製造業				2	1		3	
4	野菜、果実原料の保存食料品製造業							0	
5	みそ、しょう油等製造業						1	1	
9	米菓製造業又はこうじ製造業							0	
10	飲料製造業							0	
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業							0	
16	めん類製造業							0	
17	豆腐又は煮豆製造業							0	
18 の 2	冷凍調理食品製造業				2			2	
19	紡績又は繊維製造業							0	
21	化学繊維製造業							0	
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業							0	
	合板製造業							0	
22	木材薬品処理業							0	
23	パルプ、紙又は紙加工品製造業							0	
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業及び製版業	1						1	
33	合成樹脂製造業		1					1	
47	医薬品製造業		2				1	3	
53	ガラス又はガラス製品製造業		_			1		1	
54	セメント製品製造業			1		-		1	
55	生コンクリート製造業	1		-	1			2	
59	<b>砕石業</b>	· ·	1	1				2	
61	<b>鉄鋼業</b>	5	1	1	1			8	
63	金属製品又は機械器具製造業	2	1	1	3			7	
	水道施設		•	3				3	
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	5	2	2	2			11	
66	電気めっき施設			4				4	
66 の 2				1				1	
	共同調理場							0	
	弁当仕出屋又は弁当製造業		1	1	1			3	
	飲食業				<u>'</u>			0	
67	洗たく業			4	4			8	
68	写真現像業				•			0	
68 Ø 2				1				1	
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業			•				0	
	地方卸売市場							0	
	自動車分解整備業							0	
71	自動式車両洗浄施設	7		14	7	2		30	
	研究・試験・検査機関	-'-	1	2	1			4	
	<u> </u>		1	2	'			3	
	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンによる洗浄施設		'		2			2	
72	し尿処理施設	1		2		1	2	6	
73	下水道終末処理施設	'		3		'		3	
74	トホロミス処理ル設 特定事業場からの排水の処理施設		1	3				1	
-	指定地域特定施設(浄化槽)	2	1	1	2	1	1	8	
_	<u>指足地域特定地数(淨化帽)</u> 計	29	15	44	28	8	5	129	
	۵l	I 29	l 10	<del>  44</del>		0	່	128	